

海野福寿著 『韓国併合史の研究』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2012-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小川原, 宏幸 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/13398

海野福寿著『韓国併合史の研究』

(岩波書店, 2000年11月, 411+30ページ, 7,400円)

小川原 宏 幸

現在、植民地主義克服への世界的な流れは、ゆっくりとではあるが確固たるものとなってきている。世間の耳目を集めるには至っていないが、報道によれば、2001年2月19日から21日までイラン・テヘランで開かれた世界人種差別撤廃会議のアジア地域準備会議でも、植民地支配を行った国家に対する責任究明などを盛り込んだ宣言文が採択されたという(『東亜日報』2001年2月23日付)。国連主導の同会議は南アフリカで8月末に開催される予定である。植民地主義の問題が8月の会議においてどのように取り扱われるかを含め、その動向は依然予断を許さないが、かつて植民地を保有した国家である日本は、植民地主義克服への動きをさらに確かなものにする当事者責任を負っている。

一方、韓国をはじめとするアジア各地域では、1990年代以降、あらためて日本の植民地支配責任・侵略戦争責任を問う気運が高まった。朝鮮について、その契機となったのは朝鮮人強制連行問題や「従軍慰安婦」問題を中心とする日本政府への謝罪・補償請求訴訟の動きであり、1991年1月に始まった朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化交渉であった。これらはいずれも未解決であるが、日本人に朝鮮植民地支配の問題を認識させる大きなきっかけとなった。特に「従軍慰安婦」問題は、植民地問題だけではなく、昨年末に行われた女性国際戦犯法廷など女性問題の見地からも取り上げられ、広範な関心を集めている。

韓国・朝鮮の日本政府への謝罪や賠償・補償請求の根底には、韓国併合条約等旧条約無効論という歴史認識が存在している。大韓帝国と日本との間に結ばれた、「韓国併合条約」をはじめとする韓国の国権を侵奪した一連の条約はいずれも条約締結当初から無効であるととらえるのである。そ

れゆえ賠償・謝罪は、そのような法的根拠がなんら存在しないにもかかわらず、朝鮮を不法に植民地支配、すなわち強制占領(強占)したことに對して求められている。つまり日本の朝鮮への不法な植民地支配を賠償・補償の権原ととらえるのである。一方、日本では、歴史学界をはじめ旧条約無効論という歴史認識は一般になじんでいない。朝鮮植民地支配は不当ではあったが、旧条約は合法的に締結されたと日本では考えられている。たとえば「韓国併合条約」は合法的に締結されたとする1995年10月の「村山発言」に対する日本と韓国・朝鮮の反応の違いに見られたように、日本の朝鮮支配に対する両者の歴史意識の隔たりは大きい。

このようななかで、著者である海野福寿氏は、韓国・朝鮮への賠償・補償を行ううえで、歴史認識に対する最低限の共通理解が必要であると主張する。氏の述べるように、両者の間に横たわる清算されるべき「過去」が何であるのか、すなわち日本の朝鮮支配をどのように規定するのかを問うことなく賠償・補償を行うことはできないからであり、またすべきでもないだろう。互いの歴史認識を問うことなく行った「謝罪」がいかに空虚なものであるかは、過去数度にわたる「教科書問題」が何よりも如実に物語っている。従来、日本政府は、サンフランシスコ講和会議、日韓会談といった戦後処理において、韓国・朝鮮に対する日本の植民地支配の責任を回避してきた(pp.9-33)。そのような日本政府の姿勢を許した大きな原因として、上述したような歴史認識の懸隔がある。それは日本側が、韓国・朝鮮側と歴史認識について対話してこなかったためであろう。すなわち日本は応答責任を回避し続けてきた。そのような意味で、旧条約無効論の再検討は、日本の朝鮮支配に

ついでどのような責任を果たしていくのか、何に
対して賠償・補償を行うのかを鋭く問うことにつ
ながるはずである。

旧条約の無効性を歴史学、特に史料学の俎上に
載せたのは、ソウル大学教授李泰鎮氏をはじめとす
る韓国の学者であった。1992年5月12日付の韓
国紙の報道を契機に、旧条約無効の理由が学問的
に検討されるようになった。旧条約合法・不法論
争である。以後、日本では特に雑誌『世界』を中
心に現在も論争が繰り広げられている。本書は、
旧条約が条約締結手続き上でも重大な瑕疵を有す
るため源泉的に無効であると主張する李泰鎮氏の
無効説に対し、形式的には合法的に締結されたとい
う合法説を唱える海野氏の手になる論争の書で
ある。したがって、日韓旧条約の締結過程への詳
細な実証作業の中で、李泰鎮氏への論駁が加えら
れている。本書の構成は次のとおりである。

- 第1章 韓国併合条約等無効論の歴史と現在
- 第2章 「日韓議定書」と第1次「日韓協約」
- 第3章 第2次「日韓協約」
- 第4章 第3次「日韓協約」
- 第5章 韓国併合条約

海野氏は前著『韓国併合』（岩波新書、1995年
刊）以来、旧条約は不当ではあるが形式的には合
法性を有しているとし、旧条約合法論の見地から
論陣を張ってきた。いわゆる合法・不当論である。
氏の意図するところは、序論と目される第1章に
明確に示されている。「日本の朝鮮支配が不法な
るが故に賠償・補償を要求する権利を有すると考
える」韓国併合条約等旧条約の不法・当初からの
無効論の「主張は、第二次大戦後、日本を含む旧
植民帝国が、植民地支配は合法的に行われたのだ
から謝罪の必要も賠償責任もない、と言いつつ、
反省すらしなかった論理と同じ思考枠内での裏返
しの論理構成にすぎない」（pp. 50-51）ととらえ
る氏の立論の要点は、「「不法」であろうとなかろ
うと、人間が他国の人間の意思を支配し、民族が
他民族を従属させたという意味において、「不当」
な植民地支配に対して、旧植民帝国は深い反省に
もとづき謝罪と賠償・補償を行うことが「過去の
清算」である」と考える」（p. 51）点にある。すな
わち氏の射程は、日韓・日朝間の賠償・補償問題
にとどまらず、植民地主義を解体、克服するこ

ろにある。旧条約不法論は、たとえば1895年の
「日清講和条約」によって「合法」的に日本に割
譲された台湾に対しては、凶らずもその植民地支
配について論理的には免責してしまいかねない。
植民地主義を克服するに際して、その不法性を主
張することは有効な議論とはなりえないだけで
なく、むしろ隘路に陥りかねないのである。不法論
がその法的形式性を問題視する限りにおいて、被
支配者の自由意思を踏みしめることによってしか
存在しえず、いくら「合法性」を有していても、
「正当性」を得ることは決してない植民地主義
の本質を問うものとはならないからである。

しかし、だからといって海野氏の実証作業が植
民地主義を批判することを目的とするがゆえに主
観に流れるようなことは決してなく、本書でも精
細な実証が加えられている。ここでは、旧条約合
法・不当論争の論点について細大漏らさず言及し、
論争の整理が行われている。その意味でも本書は
旧条約合法・不法論争の結節点となる業績であり、
今後この論争、さらに朝鮮に関する賠償・補償問
題に言及するうえで基本書となるであろう。

次に内容を見ていくが、大部の本書について逐
一論評を加えることは限られた紙面では不可能で
ある。そこで、本書の核心でもある日韓旧条約無
効説について論点を整理し、問題点を指摘すると
ともに、特に条約締結における批准をめぐる議論
について、李泰鎮説に批判を加えていく。なお、
海野氏が本書で展開している旧条約無効説批判は、
「一九九〇年代に李泰鎮によって主導された歴史
学（史料学）の分析結果に対してであり、日帝下
の朝鮮民族が抗日闘争の中で培い、解放後の韓国
国民の歴史認識のより所として「情緒」化してい
る無効論に対してではない」（pp. 53-54）。氏が
分析の対象としているのは、歴史学の対象として
の旧条約無効説であり、論理的混雑を避けるため
に、前者を無効説、後者を無効論と呼んで峻別し
ている。つまり氏の立論は、韓国・朝鮮における
民族主義のより所となってきた旧条約無効論を排
するものではなく、歴史学という科学的分析の対
象となる無効説に対する批判的検討であることを
再確認しておきたい。

さて、韓国における旧条約無効説は、歴史学
の分野では李泰鎮氏によってその無効理由が提示
された。氏の無効説において重要なのは、現在の法
基準に照らして旧条約を無効としているのではな

く、当時の国際法に照らしても無効であると定義する点である。したがってその見解は、現在から見れば無効というようなあいまいな議論とは一線を画している。李泰鎮氏は、(1)「韓国併合は成立していない」上・下(『世界』1998.7・8)、(2)「韓国侵略に関する諸条約だけが破格であった」(同、1999.3)、(3)「略式条約で国権を移譲できるのか—海野教授の批判に答える」上・下(同、2000.5・6)の各日本語訳論文¹⁾において、保護条約である第2次「日韓協約」をはじめ、日本が韓国の主権を侵奪した各条約の無効理由を指摘した。その無効理由は、条約締結での代表に対する強迫および条約の形式における瑕疵の2つに大きく分かれる。

まず、条約締結における強迫についていえば、問題となるのは、特に第2次「日韓協約」締結過程における強迫行為が国際法上の条約の無効原因に該当するかどうかという点である。すなわち加えられた強制・脅迫を国家に対する強迫と見るのか、あるいは国家を代表する個人に対する強迫と見るのかである。第2次「日韓協約」締結当時の国際法では、無差別戦争観により、国家の代表個人に対する強迫の結果結ばれた条約は不法・無効とされていたが、国家に対する強迫は合法・有効とされていたからである。李泰鎮氏自身の無効説の論点は、次に述べる条約の形式上の瑕疵にその比重が移っているが、強迫理由に論拠した立論も運動団体を中心に依然多数を占める。この点について海野氏は、歴史学が蓄積した史実にもとづいた国際法学者の検討をうながすにとどまっているが(p. 239)、無効論が依拠してきたレイ論文(第2次「日韓協約」を無効条約と指摘した、パリ大学法学部講義担当者レイの1906年の論文)について、その国際法学界での評価に対する無効説論者の取り上げ方は過大であると指摘している。また、第2次「日韓協約」締結時の強迫行為を裏付ける史料として再三にわたって引用されてきた西世辻公堯『韓末外交秘話』の史料的性格について、海野氏はこれを二次史料と規定している(pp. 237-238)。これによって第2次「日韓協約」締結の強迫行為の存在を否定するものではないが、今後も史料に対する精緻な検討を要するという好例であろう。いずれにせよ、多くの史料が示すように、条約締結において強迫行為が行われたという歴史的事実には疑いがなく、しかし条約締結での強迫行為が無効原因となるかどうかは、先に述

べたとおり、既に歴史学の範疇を越える作業である。その意味で、強迫理由による無効説は歴史学になじまないが、海野氏の合法論が、この点への判断をも含むものであるのかどうかには疑問が残る。

ところで、日本が第2次「日英同盟協約」等により対韓保護権に対する諸列強の事前了解を取り付けていたことは周知のとおりである。さらに、上に述べた強迫の事実を覆い隠すように、第2次「日韓協約」締結後、日本は韓国在外公館の廃止工作を進めるとともに、駐韓外国公使の撤退を諸列強に求めた(p. 225-228)。これは、韓国に関する外交使節の廃止が、日本の対韓保護権に対する第三国の承認に実効性を与えるものだったからである。なかでも本書で明らかにされた「日韓議定書」締結後に日本が進めた韓国在外公館の縮小工作の事実は、条約によらない保護国化を進めるものであり、日本の計画的な韓国保護国化政策を裏付けている。従来の研究では、たとえば韓国をめぐる日米関係について桂・タフト協定以外にはほとんど注目が集まらなかった。同協定の交渉過程などと同時に、駐韓外交使節中、真っ先に日本の要求に応じた駐韓アメリカ公使の動向などを明らかにすることで、帝国主義国間の重層的な「共犯」関係をより深く解明することが可能になろう。

次に条約の形式の瑕疵についてであるが、李泰鎮氏は、全権委任状の問題、皇帝批准の有無、条約表題の欠如、条約の内容と形式の不適合など、多岐にわたる論点を提示している。しかしその主張は、つまるところ外交権・内政権の移譲条約や併合条約の形式は全権委任状発給と批准書交換を伴う、いわゆる批准条約でなければならないとする点に尽きる。つまり、国権移譲条約などの内容は、それに相応した批准条約という条約の形式を備えなければならないとの主張である。

批准とは、20世紀初頭の国際法学の定義によれば、当事国において、その代表委員によって締結される国際条約に対して最終的に与えられる国家元首の確認行為である²⁾。条約締結の主体(条約締結権者)は一般に国家元首であるが、国家元首自身が条約を締結することは実際にはほとんどない。全権委任状により権限を委任された委員が交渉、署名調印を行ったのち、その条約を国家元首が批准するのが条約成立の一般的な手続きである。批准制度の理論的根拠は、①全権委員の条約

調印に対する国家元首の再確認であるとともに、②政府が締結した条約が議会等の機関の議決・協賛を得なければ拘束力をもちえないという2点にある。歴史的に、①は通信の発達等により条約締結過程での国家元首の意思確認が容易になったことなどにより、全権委員が越権して条約を締結することが少なくなり、その必要性は以前ほどではなくなったとされる。一方、②は近代的な議会制度が進展するに伴って欧米諸国ではその重要性が増していた。国家元首の条約締結権に一定の制限を加えるため、批准行為について憲法により議会の関与を保障したのである。つまり批准制度は、条約締結権者である国家元首の確認行為であると同時に、条約締結権の議会による制限を保障する制度である。逆に、議会の批准制度への関与は、アメリカの国際連盟非加盟の例を挙げるまでもなく、対外的には、批准の拒否における最大の要因ともなった。ただし、批准行為は条約締結において絶対不可欠なものではなく、例外が存在する。1つには、国家元首自身が締結した条約については、憲法上の制約がない限りにおいて批准を要さない。これは、批准の拒否という側面から見ると、特に専制的君主国の場合には、いったん国家元首が示した意思の撤回が非常に困難になるということの意味する。また、全権委員が政府の委任を受けて政府の名で結ぶ条約の場合や、当事国が条約を迅速に履行するために批准を必要とせず、ただちに拘束力をもつことを明示的に規定した場合も批准は行われない。たとえば3次にわたる「日英同盟協約」などは後者に当たる。批准制度整備の背景は上記のとおりであるが、日本では、大日本帝国憲法「本（13）条の掲ぐる所は専ら議会の関与に由らずして天皇其の大臣の輔翼に依り外交事務を行ふを謂ふ」（伊藤博文『憲法義解』）とあるように条約締結権は天皇大権であり、条約締結における議会の容喙を排除しており、②の理由が該当しないのは言うまでもない。韓国の場合も、保護条約締結の風説が高まるなか、これを阻止するために諮詢機関として中樞院を利用することが啓蒙団体に検討されているが、この事実は批准制度の不在を逆証明するものである。

上に述べた条約形式の瑕疵にもとづく李泰鎮氏の無効説について、海野氏は次のような手続きをとって反論している（pp. 54-59）。外務省条約局『各国ニ於ケル条約及國際約束締結ノ手續ニ関ス

ル制度』にもとづき、当時の日本の条約締結形式を批准交換の形式による第Ⅰ種条約、天皇の裁可により締結する第Ⅱ種条約、天皇の裁可を経ず政府間で締結する第Ⅲ種条約の3つに分類した。そのうえで氏は、明治期の主要条約例から帰納的に条約類型を求める作業により、条約の内容や名称によって条約締結形式があらかじめ決まっているわけではないという結論を導いている。特に、李泰鎮氏が③論文で主張した、「日韓議定書」、第1~3次「日韓協約」などの条約がいずれも韓国主権の日本への移譲を内容とするものであったにもかかわらず、正式条約ではなく簡易な形式の条約で結ばれたことは国際慣習にも違反するという見解について、海野氏は、本書第1章第2節「補記」に加え、さらに「韓国併合条約等旧条約無効＝日本の「不法な」植民地支配論をめぐって」（『駿台史学』112, 2001.3）で批判を展開した。同論文では、李泰鎮氏の国権移譲条約の形式論について、条約の内容によってその形式が決定するのではなく、当事国の合意による点をあらためて強調した。特に、締結する批准条約とする基準については、フランスの保護条約の締結事例を念頭に置きながら、条約内容により国際慣習として決められていたと結論づけた李泰鎮氏の主張に対し、憲法で条約締結に議会を関与させる批准制度を発達させた欧米とは異なり、条約締結を君主の専権とするアジア諸国間の条約では、国家元首の裁可のみで締結する条約形式を多用し、必ずしも批准条約を必要としなかったとの仮説を提示して李泰鎮氏の再検討をうながしている。もし李泰鎮氏が主張するように、一定の内容には相応の条約形式で対応しなければならぬのであるならば、たとえば日清間で1909年9月4日調印された「間島ニ関スル日清協約」は領土の確定に関する条約であるから、国際慣習では批准条約の形式がとられるのが一般的である。しかし、形式的には、同協約は批准条約ではなく第Ⅱ種条約に該当する。これは、清国も日本同様、批准条約によらず君主の裁可をもって条約締結権を行使することが可能であったからと考えられる。韓国もまた同様であった。その証左となるのが、第2次「日韓協約」の強制にあたっての韓国皇帝高宗と伊藤博文のやりとりである。1905年11月15日、高宗に謁見した伊藤は保護条約の締結を迫った。その際、「朕力政府臣僚ニ諮詢シ、又一般人民ノ意向ヲモ察スルノ要アリ」

と述べて、伊藤の追及を逃れようとした高宗に対し、伊藤が「貴国ハ憲法政治ニアラス。万機総テ陛下ノ御親裁ニ決スト云フ所謂君主専制国ニアラスヤ」とさらに迫ったくだりは、裁可による条約の締結が韓国においても可能であった事実を示している。

先述した分類にしたがえば、当時の欧米諸国、特に共和国における条約形式は、議会制民主主義を背景に発達した批准を要する第Ⅰ種条約と、政府の責任により締結する第Ⅲ種条約が多い。条約締結について君主である天皇が大権をもつ日本では、これに加えて、条約締結者である天皇の裁可にもつぎ政府間協定として締結される第Ⅱ種条約が存在した。つまり形式的には、批准交換の形式による第Ⅰ種条約と、政府間協定の第Ⅱ・Ⅲ種条約とに大きく分かれるが、第Ⅱ種、第Ⅲ種は裁可の有無でさらに分類される。外務省調査が第Ⅱ種条約に着目したのは、国内法的な手続きとして天皇の裁可を経ることで第Ⅰ種条約に準ずると考えられたためと思われる。第Ⅰ種条約と第Ⅱ種条約とは、一方は批准条約であり、他方は政府間条約であるため形式的にはまったく性格を異にするが、先に述べた批准制度の理論的根拠①を第Ⅱ種条約が満たすからである。すなわち実際的には、君主国当国については、先述した第Ⅰ種と第Ⅱ種の間差異を設ける論理的必然性は乏しいと思われる。一方、第Ⅱ種条約と第Ⅲ種条約を区分する裁可については、「いつ、いかなる内容の条約を天皇が裁可したかを示す史料の根拠があまい」(p. 68)であり、現在のところ外務省調査によるほかない。ところで、第2次「日韓協約」および第3次「日韓協約」締結過程において、条約調印以前に条約正文についての天皇の裁可は行われていない(pp. 215-216, p. 304)。そのため、裁可の範囲が条約正文に対するものなのか、あるいは閣議決定にもつづく条約締結基準にとどまるのかについては、依然検討の余地が残る。仮に条約締結の基準にとどまるのであれば、批准制度の根拠①を十分には満たし得ないのではないか。

なお、従来の無効説には、特に第2次「日韓協約」の締結過程における「批准」についての認識の混乱が見られた。外交行為としての批准(批准書交換あるいは批准通告)と国内的な条約締結権者の批准(天皇・皇帝の裁可)との混同である(p. 242)。そのため皇帝の批准=裁可がなかった

ことの証拠として外交書の批准の欠如を挙げる、すなわち、第Ⅰ種条約と第Ⅱ種条約とを取り違えた事実誤認による無効説が主張されてきた。李泰鎮氏の立論がこれとは異なり、国内憲法的見地から皇帝の裁可を欠く違憲条約であるとするのであれば、必要な反証は、ほかの第Ⅱ種条約にはすべて裁可書が存在するにもかかわらず、第2次「日韓協約」にのみ裁可書が存在しないという事実を指摘することであるはずである。海野氏は「ハーグ密使」事件時に李完用首相らが裁可印を奏請した事実から、第2次「日韓協約」の裁可書の存在自体には懐疑的であるが、いずれにせよ、裁可書の比較については韓国側の史料発掘・提示を待つほかない。

さらに指摘しておきたいのは、この旧条約合法・不法論争の過程では、大韓帝国の外交制度、条約締結の手続き形式については、ほとんど触れていない点である。君主である高宗に伊藤博文が迫り、韓国皇帝の条約締結権を再確認した第2次「日韓協約」締結過程からも明らかのように、大韓帝国における条約締結権は皇帝の専権であったが、それ以上の内容についてはいまだ明確とはいえない。日本の条約締結形式ばかりでなく、韓国の条約手続きについても明らかにしたうえで、論点を再整理する必要性があろう。1907年に傀儡化のために伊藤の主導により韓国内閣制度が強化された際の要点が、宮中・府中の区別であったことなどを併せ考えると、1905年段階での内閣、特に外部大臣の条約締結時の職権などについても再検討の余地がある。

条約の形式論に関する今後の課題としては、条約国双方における条約締結に関する国内法の規定および条約締結交渉過程を明らかにし、批准条約か否かという条約形式の選択基準を帰納的に導いていかねばならない。特に専制的性格の強い君主国間の条約締結において、批准条約がどのような背景で結ばれ、また結ばれなかったのかを検証することで李泰鎮氏へ有効な反論となるであろう。そのためにも、日韓両国に限らず、各国憲法において条約締結権がどのように規定されており、実際の条約締結とどう関係したのかという類型化作業が必要である。したがって国際法研究や各国関係史研究における事例研究とのすり合わせが行われるべきであり、共同作業による研究の積み上げが待たれる。幅広い分野からの本論争への参入

に期待したい。

最後に、旧条約合法・不法論争について研究動向と併せて今後の方向性を展望しておく。

朝鮮大学校教授康成銀氏は、この合法・不法論争に触れ、「旧条約の法的評価をめぐって学界では主に李泰鎮教授と海野福寿教授との間で論争が行われていますが、学界の反応は一般に無関心の傾向にあります。それは、研究対象とするにはあまりにも政治的すぎるという理由で避けようとするアカデミズムの傍観者的態度、また外交史・国際法学界が日本外務省と伝統的に蜜月関係にあり、政府の外交政策に深く関わっていたことなどを原因に挙げることができます」(『世界』2000.12)と指摘している。脱植民地主義研究がさかんになされる一方で、康成銀氏が述べるように、歴史学界でも本論争に対する評価は芳しくないように見受けられる。特に、歴史学が法的判断に踏み込むべきでないという、海野氏に対する批判が強いようであるが、もし仮にそうであるならば、同様の責めは李泰鎮氏も負うべきであろう。先に述べたように、李泰鎮氏の無効説は当時の国際法に照らして無効であると定義しており、当時の国際法上、形式的には合法性を有したとする海野氏の主張と結論こそ異なれ、共通した問題関心に立っているからである。しかし筆者の見るところ、旧条約が合法に締結された、あるいは法的に不成立とする主張は、実際には国際法的判断ではなく、20世

紀初頭時点での日韓間の条約締結という歴史的事実を認定する域を出るものではない。そのような意味で、海野氏の主張に対する歴史学的に有効な反論は、旧条約の無効理由を具体的かつ個別的に提示した李泰鎮氏に限られるように思われる。旧条約合法・不当論を検討する意義は、冒頭の繰り返しとなるが、日本の朝鮮支配をめぐる双方の歴史認識を最低限すり合わせることにある。それは、他者と対話を重ねることで自らの歴史認識を一国史観にとどめることなく、植民地主義克服につながるために必要な作業なのである。

註

- 1) 各論文の原文は、それぞれ(1)「일본의 대한제국 國權 침탈과 조약 강제」(『韓國史市民講座』19, 一潮閣(서울), 1996), (2)「한국침략 관련 협정들만 격식을 어겼다」(『정통과 현대』1999 秋号), (3)「양식조약으로 어떻게 국권을 이양하는가? — 운노 후쿠주 교수의 비판에 답한다」(『정통과 현대』1999 冬号)。
- 2) 以下, 批准制度に関する国際法学的内容は、オッペンハイム(広井大三訳)『国際法』進明堂, 1999(原文は1905年刊), 高橋作衛『平時国際法論』清水書店, 1903, 立作太郎『平時国際法論』日本評論社, 1932参照。